

別紙

勤怠管理システム更新 評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各審査委員が採点する。
- 2 企画提案者の中で評価の総合点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、最高点の者が複数あった場合は、審査委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- 4 各審査委員による評価の総合点の平均点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(100点満点)

評価項目	評価内容	配点
1 企画提案内容	・業務の目的や内容について十分理解し、仕様書の内容を満たした提案となっているか。	20
2 実施計画及び導入体制	・導入体制が具体的に示され、業務が遂行できる体制か。 ・システムの構築、テスト、データ移行等のスケジュールが適正か。	20
3 システムの概要及び機能	・システムの機能要件を満たしているか。 ・職員が利用するシステムとして画面が分かりやすく操作が容易であるか。	20
4 システムの運用保守	・システム運用の体制及び保守の内容、範囲が示され、安定的な遂行が可能か。 ・障害発生時の対応が示され、適切な提案がされているか。	20
5 業務実績	・他自治体等で同等の業務の実績があり、良好な実績を上げているか。	10
6 業務に係る費用	・導入経費、運用保守経費等が明確で妥当性があるか。	10